

目次

第一章 緒論.....	1
第一節 研究動機與目的.....	1
第一項 研究動機.....	1
第二項 研究目的.....	3
第二節 研究範圍與內容.....	4
第一項 研究範圍.....	4
第二項 研究內容.....	4
第三節 研究方法.....	5
第二章 停效及復效制度概說.....	6
第一節 保險契約之效力.....	6
第二節 人壽保險費債務之性質.....	9
第一項 第一期保費債務之性質.....	9
第二項 續期保費債務之性質.....	13
第三節 停效與復效制度之功能.....	15
第四節 停效與復效制度之特性.....	17
第一項 與一般私法契約效力不同.....	17
第二項 壽險契約之必要記載事項.....	17
第三項 保險法之強制規定.....	18
第五節 停效與復效爭議類型分析.....	19
第一項 申訴類型.....	19
第二項 訴訟類型.....	21
第六節 九十六年停效與復效修法檢討.....	23
第一項 修正內容及理由.....	24
第一款 增訂法定停效之原因.....	24
第二款 增訂復效時保險人危險篩選之機制.....	25
第三款 增訂擬制同意復效規定.....	26
第四款 明定最低復效期間.....	27
第五款 規範保險人終止權行使之限制.....	27
第六款 明定清繳費用範圍包括利息.....	28
第七款 其他修正.....	28
第二項 新、舊保險法規之比較.....	28
第一款 新、舊保險法之比較.....	29
第二款 新法與示範條款之比較.....	30

第三項 評析.....	32
第四項 新法之適用範圍.....	33
第一款 施行細則訂定溯及既往條款之修法芻議.....	33
第二款 行政院反對.....	34
第三款 行政機關申復.....	34
第四款 最後定案.....	36
第五款 本文意見.....	36
第三章 國外立法例及我國體例比較分析	38
第一節 國外立法例.....	38
第一項 德國.....	38
第二項 日本.....	39
第三項 大陸.....	41
第四項 美國.....	42
第五項 加拿大.....	46
第六項 瑞士.....	48
第七項 英國.....	49
第八項 香港.....	52
第二節 各國立法例比較分析	53
第三節 我國立法體例之分析	54
第一項 類同德國制-五十二年以前舊保險法	54
第二項 兼採美國法之折衷制-五十二~九十六年舊保險法令	55
第三項 獨創之折衷制--九十六年新法	55
第四節 小結.....	56
第四章 保險契約之停效	57
第一節 停效之意義.....	57
第二節 停效之要件.....	58
第一項 發生停效之原因.....	58
第一款 財產保險契約停效原因	59
第一目 法令規範.....	59
第二目 停效原因.....	60
第三目 產險與壽險契約差異性分析	61
第四目 單軌制及雙軌制架構之探討	62
第二款 人身保險契約停效原因	63
第一目 保險費到期未交付，且無約定自動墊繳	63
第二目 保費墊繳本息超過保單價值準備金	64
第三目 保單借款本息超過保單價值準備金	68

第四目 小結.....	72
第二項 合法之催告.....	73
第一款 催告之意義.....	73
第一目 民法上催告之意義.....	73
第二目 保險法上催告之意義.....	74
第二款 催告是否為強制規定.....	75
第一目 學說.....	75
第二目 法院判決.....	79
第三目 國外立法例.....	82
第四目 本文意見.....	84
第三款 催告應具備之生效要件.....	89
第一目 催告應以書面方式為之.....	89
第二目 催告應到達於相對人.....	93
第三目 催告應於保費到期後為之.....	94
第四目 催告應於要保人負保費給付遲延責任時為之.....	95
第五目 催告應送達最後住所或居所.....	103
第六目 催告應記載保險費未交付之法律效果.....	105
第四款 催告後保險費交付處所.....	105
第三項 合法之寬限期間.....	105
第一款 寬限期間之意義及目的.....	105
第一目 寬限期間之意義.....	105
第二目 寬限期間之目的.....	107
第二款 寬限期間之法律性質.....	107
第三款 寬限期間之期限長短.....	108
第一目 各國立法例.....	108
第二目 比較分析.....	111
第四款 寬限期間起訖點之計算.....	112
第五款 寬限期間之延長.....	114
第六款 寬限期間內保費之給付義務.....	114
第四項 寬限期間屆滿保費仍未交付.....	116
第三節 停效之效果.....	116
第一項 停效與撤銷、解除或終止保險契約不同.....	117
第二項 停效期間之法律效果.....	117
第一款 保險人不負保險責任.....	117
第二款 保險人不負保險責任之具體內涵.....	118
第一目 財產保險.....	118
第二目 人身保險.....	118
第三款 終止契約.....	119

第一目 終止契約期間之限制	119
第二目 保險人終止契約與要保人終止契約之不同	120
第四款 減少保險金額或年金	121
第五章 保險契約之復效	122
第一節 復效之意義	122
第二節 復效之條件	123
第一項 財產保險契約之復效條件	123
第二項 人身保險契約之復效條件	124
第一款 復效申請書	125
第二款 保險人之同意權	128
第一目 學說	128
第二目 法院判決	130
第三目 國外立法例	132
第四目 本文意見	135
第五目 九十六年新法規定	137
第六目 保險人附條件同意復效權利之探討	139
第七目 小結	141
第三款 復效期間	142
第四款 清繳費用	148
第一目 清繳費用之範圍	148
第二目 危險保費扣除之合理性	153
第三目 小結	154
第五款 可保證明	155
第一目 可保證明之意義及範圍	155
第二目 可保證明是否為復效要件之探討	157
第三目 要保人提供不實可保證明，保險人得主張之權利	159
第四目 保險人拒絕同意復效之認定標準及核保標準	161
第五目 小結	163
第三節 復效之生效時點	163
第一項 無須得保險人同意（六個月內復效）	164
第二項 須得保險人同意（六個月後申請復效）	165
第三項 視為同意恢復效力	166
第四項 其他情形	167
第四節 復效之效果	169
第一項 復效契約之性質	169
第一款 學說	169
第一目 新契約說	169

第二目	舊契約說.....	170
第三目	特殊契約說.....	170
第二款	區別實益.....	171
第三款	我國復效契約之性質分析	171
第一目	舊保險法規定.....	171
第二目	新修正保險法規定.....	172
第四款	小結.....	173
第二項	復效之特殊效果.....	173
第一款	復效與告知義務.....	174
第一目	學說.....	174
第二目	法院研討意見.....	176
第三目	主管機關態度.....	178
第四目	保險實務作法.....	180
第五目	國外立法例.....	180
第六目	新修正保險法下復效告知義務之再省思	182
第七目	小結.....	184
第二款	復效與不可抗辯條款	185
第一目	不可抗辯條款之意義與目的	185
第二目	不可抗辯條款在我國之適用	186
第三目	復效與不可抗辯條款之關係	186
第四目	小結.....	189
第三款	復效與自殺條款.....	189
第一目	保險法規定.....	189
第二目	學說見解.....	190
第三目	國外立法例.....	190
第四目	小結.....	192
第五節	保險人之終止權.....	192
第一項	舊保險法規定.....	192
第二項	舊保險法施行細則規定	193
第一款	子法逾越母法之疑慮	193
第二款	二年復效期間內行使終止權之適法性	194
第三款	舊保險法施行細則第十二條規定存廢之檢討	195
第三項	新修正保險法規定.....	195
第四項	自動失效條款之探討	196
第一款	保險法規定.....	196
第二款	示範條款規定.....	196
第三款	本文意見.....	197
第三款	小結.....	198

第五項 終止權行使之其他限制	198
第六項 終止權之放棄	199
第六節 健康、傷害、年金保險之準用	200
第一項 健康保險	200
第二項 傷害保險	201
第三項 年金保險	202
第四項 小結	202
第七節 團體保險之適用與準用	203
第一項 團體保險之意義及種類	203
第二項 現行團體保險示範條款	205
第三項 團體保險適用停效與復效之探討	206
第四項 小結	208
第六章 結論與建議	209
第一節 結論	209
第一項 停效與復效為各國普設，優惠保戶之特殊規定	209
第二項 大陸法系與英美法系制度不同，各有其優點	209
第三項 我國由「類同德國制」，演變為「獨創之折衷制」	210
第四項 恢復全面強制催告，並修正相關規定俾資明確	210
第五項 新修正保險法對建立市場新秩序有重大功用	211
第六項 新修正保險法部分規定，有待釐清及解決	212
第二節 建議	215
第一項 保險法之修正建議	215
第二項 保險法施行細則之修正建議	219
第三項 人壽保險單示範條款之修正建議	220
第四項 其他示範條款之修正建議	225
第五項 對主管機關監理之建議	225
第六項 對保險業之建議	226
第七項 對保戶之建議	226
參考文獻	228